

で、その辺は大変危惧をしているところであります。

最後に、地方公共団体の取り組みの在り方ということで言いますと、今までお話ししてきたように、改正法の下でのその地域の個人情報保護については、あくまで地方公共団体が責任を負わなくてはいけないわけですし、個人情報保護委員会に何でも頼っていくというような姿勢では、おそらく今後の運用は成り立たないであろうと思いますので、むしろこれを機会により一層自主的、自立的な取り組みに励んでいただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

(2) 講演 1 「神奈川県個人情報保護条例改正に係る審議会答申について」

人見 剛 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

早稲田大学の人見と申します。森田先生の基調報告に続きまして、私のほうからは、五月三〇日に出されました神奈川県個人情報保護条例改正に係る審議会答申についてご紹介させていただきます。

森田先生から、この審議会の会長を務めている関係上、話をするようにとのご指名でしたので、報告をさせていただくことになりました。この報告の中では、私見をあまり交えずに、客観的に答申の内容についてご紹介したいと思います。私の個人的な見解については、第 2 部のパネルディスカッションで述べさせていただこうと思います。

答申それ自体は、このシンポの参考資料の九三頁から一二二頁(後掲資料九三―一二二頁参照)にかけて掲載されております。その内容を私なりに整理してお話をさせていただきますが、一月にありました知事の諮問の内容に則した形で答申は作成されておりまして、まずは、法律上の必要的条項事項について、次に、法律上、条例制定が可能である事項、さらに法律に規定のない法定外事項、それから、情報公開制度と関係してくる部分について、情報公開

条例のほうも対応が必要になってくる条例事項、そして、最後に今回の答申では言及されていない事項、この5つに分けて、要点をご紹介させていただきます。

まず、新個人情報保護法で、条例で定めなければいけないとされている事項は、開示請求に係る費用負担、それから、匿名加工情報の利用に係る手数料、この2点で、これをどういう内容にするのかについて、答申では、ここに書かれているような内容になっております。ここはあまり議論のなところだと思います。

今日のシンポで主にテーマになるのは、2番目の法律上の条例規定が可能だとされている事項、それから、法律で定めていない、条例の制定について言及がない事項について、条例でいかに定め得るか、この2点が重要なポイントになるかと思えます。

では、まず、条例可能事項、法律上明文で条例に言及して、条例を定めることが可能とされている事項ですが、まず、要配慮個人情報について、新たに条例要配慮個人情報という類型の個人情報を新設することができると法律で規定されております。

この点について、当審議会では、現在の神奈川県条例では法定されている11項目、信条、病歴、犯罪歴あるいは人種、こうした11項目を法律と同内容で規定しております、新たに条例でこの要配慮個人情報を追加するについては、当面、現状ではその必要性を認めないという結論になりました。

もちろん現状でそうだとということであって、将来どうなるかというのは分かりませんので、答申の中では、本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じている事実やそのおそれがあるかどうかを見定めた上で、条例でそれを明示することによって、差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護について必要性があると考えた場合には、それを新たに条例で追加することが適当だとした上で、そのほか、本県における新たな施策や社会状況の変化を踏まえて

検討していくと答申では述べることになりました。

次に、条例可能事項の 2 番目でありますけれども、現在、神奈川県条例では、個人情報ファイル簿ではなくて、個人情報事務登録簿を本人の人数制限なしに作成し、それを審議会に報告し、一般に公開しております。これに対して新法では、個人情報ファイル簿の作成が義務化されました。そして、その個人情報ファイル簿については、本人の人数一、〇〇〇以上のものについての作成義務ということになっております。

これについてですが、神奈川県では、現在この事務登録簿を人数制限なしに作っております、どのぐらいの登録簿の数になっているかというと、今年の六月一七日現在で事務数三、八八七件、類型数でいうと五、六九三件に及んでおります。私の記憶するところでは、当審議会にも、これが膨大になり過ぎていたので整理したいという問題が、事務局から審議会に投げかけられたこともあったという経緯もあります。

多分そういうこともあり、法律でファイル簿の作成が義務付けされたことを踏まえて、この事務登録簿をやめてしまいかということも議論として提示されておりましたが、審議会におきましては、この個人情報事務登録簿というのは非常に意義あるもので、かつ事務局の側でも、個人情報の管理、それから今後これを活用していくという上でも、登録簿というのは非常に意義があるということもあり、最終的に答申におきましては、この事務登録簿の作成を継続するか、あるいは個人情報ファイル簿に変えるとしても、一、〇〇〇人以上という人数制限について、その範囲を広げて作ることが望ましいとした上で、仮にそれが困難だという場合には、これまで個人情報事務登録簿の作成対象であった本人の人数一、〇〇〇人未満の範囲についても、個人情報登録簿か、これに類する帳簿等を規程等に明記して、作成、公表するというのが、答申の結論ということになりました。

次に、3 番目ですが、本人開示義務の例外事項ですけれども、神奈川県条例では、本人からの自己情報開示請求に

おいて、非開示事由として法令秘等情報を規定しております。国の法律ではこの規定が設けられておりません。そういう意味では、国の法律のほうが、本人開示請求に対する非開示事由が狭いということになっていきます。この点については、国の法律のほうに合わせて本人からの開示請求の範囲を拡大すると、こういう改正提案にいたしました。これは今回の法改正で個人情報保護がむしろ改善するという方向の改正になる答申内容の一つということになります。

次に、4番目ですけれども、本人開示請求に対する開示決定の期間の定めであります。神奈川県条例では、現在、原則15日で、必要性があつて延長する場合には45日、合わせて60日という規定であります。新しい新個人情報保護法では、原則30日、延長して30日、合計60日ということになっておりまして、神奈川県条例の規定をそのまま維持するについては、延長幅が45日というのは法定の30日より長いので、それは許されないという個人情報保護委員会の見解があり、原則の15日は維持するべきというのが審議会の意見の大勢でしたので、原則15日で、延長幅は45日から30日に短くすることになりました。結果として、これも今回の新法対応における条例改正で、個人情報の本人に対する、より利益になる方向での改正提案ということになりました。

5番目であります。訂正請求及び利用停止請求について、現在の神奈川県条例は、自己情報開示請求前置主義を採用しております。改正法では、開示請求を前置しておかないと、停止請求、利用停止請求ができないと、こういう仕組みになっておりますが、これについては、ここに挙げた2つの理由、すなわち開示請求者に無用な手続的負担を強いることになる、第2に、開示請求前置主義を採用していない現行条例の下において、制度の円滑かつ安定的な運用に支障が生ずるような実情は認められない、この2つの理由から、開示請求前置主義を法律のように採用しないという現行どおりの手続でいくという結論になりました。

ちなみに、そもそも利用停止請求とか訂正請求は、どこの自治体でも同じかなと思えますけれども、非常に案件が

少ないのが実情で、神奈川県では二〇一六年から二〇二〇年までの5年間で訂正請求は7件だけ、利用停止請求は2件だけであります。ですので、こうした前置主義を取らないからといって、制度の円滑かつ安定的な運用に支障があるということにはならないと考えたところであります。

次に、6番目の審議会への諮問事項であります。多くの自治体と同様、神奈川県条例におきましても、要配慮個人情報への取り扱い、個人情報の目的外利用・外部提供、本人以外の者からの個人情報の収集等の場合を条例で定め、審議会への必要の諮問事項として規定しております。これについて、新しい個人情報保護法では、こうした仕組みは採用されていないこととの関係で、法律が認めている専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合、これを柔軟に解して、確実に審議会の意見を聞くことができるよう、条例で適切に規定することが適当である、こういう形で答申をするということになりました。

以上、法律で条令制定が可能であるとされている事項に関して、審議会の結論をご紹介いたしました。

では、法律で特段の定めがない事項について、条例で規定する可能性について、各項目に分けて、お話をさせていただきます。ただきたいと思えます。

まず、個人情報情報を保有している機関について、現行の条例では、行政機関に限らず、議会も実施機関に含めて、個人情報保護条例の適用対象としております。

新法では議会が除かれているわけですが、当審議会といたしましては、議会における個人情報の適切な取り扱いが引き続き確保されるよう議会においても条例等の規律により個人情報への取り扱いに必要な保護措置を定めることが適当であるということにいたしました。従いまして、現行条例のように、実施機関に条例を含めるか、あるいは岡山県とか広島県がそうだったかと思えますけれども、議会独自の個人情報保護条例を制定するか、手法はいろいろ

あり得ると思いますが、何らかの手当てをしていくことを求めるといふ答申になっております。

次に、要配慮個人情報の取り扱い制限でありますけれども、現行条例では、これも多くの自治体の条例と同様だと思いますけど、原則取り扱い禁止、収集、保有等々を原則禁止としておりますけれども、先ほど森田先生からお話がありましたように、国のほうがこういう独自規定は許さないというような趣旨のガイドラインを出しております。その関係で、神奈川県の上審議会といたしましては、これこれといった内容であれば個人情報の流通等について阻害にもならないし、問題ないのではないかとという形で照会をいたしました。残念ながら、木で鼻をくくったような、あまり実質的な根拠が示されない否定の回答がありました。

このことを踏まえまして、新法の下における個人情報の取り扱いの義務を遵守するとともに、制度運用の中で万全を期していく。その中では、審議会への諮問なども活用して、従前どおりの個人情報の保護が確保されるよう、必要な対応を取ることが適当である。こういう結論といたしました。

同様に、本人収集原則であります。やはり神奈川県の実行条例では、本人から個人情報は収集しなければならぬという原則を定めていますが、新法には、そうした定めが置かれておりません。この関係で、やはりこの問題についても、個人情報保護委員会に照会をいたしまして、やはり、あまり実質的な理由を示さない形で不可だという回答がありましたので、先ほどと同様、制度運用の中でこれまでの保護水準を満たすような取り組みを進めていくようにするべきだと、こういう答申といたしました。

4番目、目的外利用及び提供制限でありますけれども、現在の神奈川県条例では、目的外の利用・提供について、それを原則禁止した上で、条例で定めた例外事由に該当すればできるといふ立て付けになっておりますけれども、国の法律では、特別の理由とか相当の理由という極めて包括的な概念でその例外事由を定めているという点に違いがあ

ります。

これについては、運用の中で、十分今までどおりの対応が維持できるだろうということで、今後の制度運用の中で従前どおりの対応をしていくこととし、先ほどの審議会への諮問、それから従前この目的外利用・提供の件数について条例の運用状況の公表の中で一般的に公表しておりましたので、こうした運用も引き続き維持すべきだと、こういう内容の答申といたしました。

5 番目の電磁的方法による提供でありますけれども、現行条例でも、以前は審議会への諮問を必要とするというような規定を置いていましたけれども、数年前、これをやめまして、一定の要件を課して、それを満たすような場合であれば、オンライン結合できるという規定に決めました。

ですので、こうした定めであれば、特段オンライン結合について規定を置いていない新法の下においても維持できるのではないかとということで、個人情報保護委員会に照会を行いました。法律と重複するような規定は一切駄目だということ、もうにわかにはちょっと理解し難いというか、納得できないような回答でありましたが、やはり今までと同様で、運用の中で十分対応可能だということで、条例で特段の規定は置かないということになりました。

それから、新法の下で、個人情報保護審査会、不服申し立てがあった場合の審査会の設置根拠が変わります。条例から法律に変わる、そしてその審査会の組織運営事項も従前は県規則で定めていたわけですが、法律が根拠になった関係で、根拠、組織運営事項も条例で規定することになります。

これへの対応はしなければなりません。その関係で審査会の調査権限、調査の手続等について、行政不服審査法の適用を直接受けるという形になりますので、それに対応した条例改正をする必要があるということです。併せて、同じ開示請求についても、情報公開審査会についても同様のことがあるようで、こちらは法改正の影響を受けませんし、

同じような性質、対象を取り扱う情報公開審査会のほうについても、その調査権限を拡大することになりますが、そうした定めを個人情報保護審査会と合わせる形で調査権限、手続について改正を加えていくことを答申しております。

最後、7番目、運用状況の公表についてでありますけれども、現行条例では、先ほどもちよつと言及しましたけれども、条例の運用について一般に公表することとなっておりますが、こうした条例運用の一般公表を今後も維持していくということが適当だという答申となっております。

以上、法律で、条例で定めなければならないとされている事項、それから、条例で定めることが可能だとされている事項、そして、条例について言及がない法定外の事項について、条例制定の可否と内容について、対象とした答申の内容についてご紹介をいたしました。

先ほど、最後から2番目のところで言及しましたが、今回の改正を踏まえまして、車の両輪ともされている情報公開制度に関わる影響が出てきまして、情報公開条例の改正についても答申を出しております。

まず、第1に行政文書の定義ですが、実は神奈川県現在の情報公開条例及び個人情報保護条例では、開示の対象となる行政文書から、会議録の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録等、これを会議録データ等と称しておりますが、これを対象外としておりました。これはちよつと意外ですけども、そうなっております。国の法律には、こうした行政文書からの除外の規定などありませんので、これは法律の方に合わせて、開示対象になる行政文書の範囲を拡大する、これは情報公開及び個人情報の本人開示との関係で、より公開性を高める改正に結果としてなります。今回の法改正を契機として、開示、情報公開が拡大することに、実際に条例が改正されればということですけど、そういう方向になり得るといふ問題であります。



それから、匿名加工情報について、現在、非公開事由として条文で規定しておりませんので、それを明確にする。匿名加工情報というのは、その作成・受領を申し出た事業者がその費用負担をして、加工された情報を受け取るという制度ですので、それを公開制度の対象にしてしまうと、他の事業者にフリーライドされてしまうという問題があって、国の法律では除いているわけで、これについては法律に合わせて、裁量的公開も含む公開一般の対象からも排除する、こういう改正が適当だという答申になっております。

そのほか、ちよつと細かいことになっていきますが、開示処分後の公開の手続、これも個人情報保護条例、情報公開条例共通の問題となりますけれども、手続について、国の法律に合わせて改正を提案しております。

4 番目は、審査請求に関わる裁決の手続、これについてもここに書かれておりますような（後掲資料一四―一五頁参照）、やや細かい事項ですけれども、条例改正が必要と考えました。

最後、答申で言及していない事項ではありますが、まず、個人情報情報の定義につきまして、神奈川県も多くの自治体と同様、容易照合性を定めておらず、法律に合わせて、容易照合性を前提とするということにし、条例では特段の対応をしないという結論になりました。これは、現在も運用で実際には容易照合性を前提としているということが、実質的な背景としてあります。

それから、神奈川県条例は、先ほど森田先生からの基調講演にもありましたが、民間事業者に対する個人情報保護の規定も置いておりました。そこでの指導助言、苦情相談などでありますけれども、これらについて法律でも自治体について同様の権限の規定があり、それほど活用されていないということもありますので、独自規定の意義は乏しいと考え、法律の定めるところに委ねるという結論に至ったということになるかと思えます。

以上、神奈川県審議会の会長を務めております関係で、ここでは審議の経過なども含めて、答申の内容について、

極力客観的な見地からご紹介をしたということにさせていただきます。

(3) 講演2 「個人情報保護条例改正への取り組みについて」

犬塚 克 (前横浜市市民局市民情報室長)

横浜市の犬塚でございます。私はこの三月まで横浜市で個人情報保護に関する事務を所管しております市民情報室という部署の室長という立場で、昨年五月に改正された個人情報保護法への対応について検討してまいりました。

本日は、横浜市における条例改正への取り組みについて話すようにというのがいただいたテーマですが、私が担当を離れた四月以降の状況については、伝え聞いたことしかお話しできませんので、いきおい昨年五月から本年三月までに取り組んだ内容と、その間に私が考えていたことが話の中心になります。

実は、私が重要視していた幾つかの論点につきまして、四月以降、条例改正の方向性が少し変わったということを知っています。その変更にも触れますけれども、詳しい事情は分かりませんので、ご了承ください。また、本日のお話は、横浜市の公式見解ではなく、私個人の考えであることをお断りします。

さて、今日の話は、最初が「法改正後の検討経過」、続いて「改正法への疑問」、「個人情報保護委員会への疑問」、「条例改正の検討」、最後に「パブコメ提出意見に対する個人情報保護委員会の考え方を読んで」という順でお話しします (後掲資料一六一―二二頁参照)。

① 法改正後の検討経過

それでは、早速内容に入っております。初めに、検討の経過について簡単にお話しします。